

長野県多文化共生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における多文化共生及び外国人材の受入れに関する情報を共有し、施策を総合的に推進するため、長野県多文化共生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 本県の多文化共生及び外国人材の受入れの推進に向けた施策の取りまとめ及び推進に関すること。
- (2) 本県の多文化共生及び外国人材の受入れに係る情報共有に関すること。

(本部)

第3条 本部は、別表に掲げる本部員をもって構成する。

- 2 本部に本部長を置き、知事をもって充てる。
- 3 本部に副本部長を置き、副知事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長の職務を補佐する。
- 5 副本部長（副知事の担当事務に関する規程（令和7年3月13日長野県訓令第2号）により県民文化部を担当事務とする副知事）は、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けるときに、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。また、本部長が必要と認める場合は、有識者を本部員に委嘱することができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催し、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 3 本部会議は、原則公開とする。ただし、本部会議において公開が適当でないと認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 本部に、個別事項を検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの検討事項、構成員その他運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、県民文化部とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
知事、副知事、産業政策監、危機管理部長、企画振興部長、交通政策局長、参事（国際担当）、総務部長、県民文化部長、こども若者局長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、参事（人材確保・育成担当）、観光スポーツ部長、農政部長、林務部長、建設部長、教育長